

A2 燕市訪問型サービス(独自)サービスコード表(緩和した基準によるサービス)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位			
種類	項目								
A2	1121	訪問型独自サービス/211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		941	1月につき		
A2	2121	訪問型独自サービス/211日割		941単位	日割の場合	31単位	31	1日につき	
A2	1221	訪問型独自サービス/212		(2)1週に2回程度の場合			1,879	1月につき	
A2	2221	訪問型独自サービス/212日割			1879単位	日割の場合	62単位	62	1日につき
A2	1331	訪問型独自サービス/213		(3)1週に2回を超える程度の場合			2,982	1月につき	
A2	2331	訪問型独自サービス/213日割	2982単位		日割の場合	98単位	98	1日につき	
A2	2421	訪問型独自サービス/221	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		230単位	230	1回につき	
A2	2521	訪問型独自サービス/222		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		143単位	143	
A2	2631	訪問型独自サービス/223			(二)所要時間45分以上の場合		176単位	176	
A2	1421	訪問型独自短時間サービス/2		(3)短時間の身体介護が中心である場合		130単位	130		
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211		高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)1週に1回程度の場合		12単位減算	-12	1月につき
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212	(1)1週に2回程度の場合			23単位減算	-23	1月につき	
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213	(1)1週に2回を超える程度の場合			37単位減算	-37	1月につき	
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C226	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/221	ロ 1月当たりの回数を定める場合		(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき
A2	C227	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/222			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		2単位減算	-2
A2	C228	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/223				(二)所要時間45分以上の場合		2単位減算	-2
A2	C229	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間/2			(3)短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算		1日につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15% 加算			
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15% 加算			
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10% 加算			
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10% 加算			
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算			
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5% 加算			
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算/2	ハ 初回加算			200単位加算	200	1月につき	
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/2	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100単位加算	100		
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/2		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200		
A2	6112	訪問型独自口腔連携強化加算/2	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	50	月1回程度	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の137/1000加算		1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の100/1000加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の55/1000加算			
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の63/1000加算		1月につき	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の42/1000加算			
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の24/1000加算			